

平成二十二年二月五日受領  
答弁第五〇号

内閣衆質一七四第五〇号

平成二十二年二月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等に関する再質問に対し、  
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出檢察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書（平成二十二年一月二十六日内閣衆質一七四第三号）については、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官（以下「政務三役」という。）が作成する際に参考となるよう、必要な情報を関係する部局から提出させた上で、政務三役がそれらを含む種々の情報を基に作成し、最終的に法務大臣の責任において閣議にかけ、決定したところである。

三について

東京地方検察庁における報道機関に対する対応については、先の答弁書（平成二十二年一月二十六日内閣衆質一七四第二号）一についてで述べたとおりである。

四及び五について

社会の耳目をひく事案等については、報道機関各社が、関係各方面に広くかつ深く独自の取材活動を行っているものと思われ、御指摘のような報道がなされたからといって、捜査情報等の漏えいがあったもの

とは考えていない。

六から九までについて

検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと承知している。